

LP協会保安第23～57号
平成23年12月5日

都道府県協会 御中
企業会員 各位

(社)エルピーガス協会

「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」及び「液石法及び関係政省令の運用及び解釈の基準」の一部改正について（お知らせ）

標記につきましては、7月28日付けLP協会保安第23～29号及び10月6日付けLP協会保安第23～44号において一部改正案に対する意見募集のお知らせをしたところです。

この度、経産省より別添のとおり11月28日付けで12月1日より改正される旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

主な改正概要

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令に引用されているすべてのJIS規格について、最新の年号のものに置き換える。

旧JIS規格が廃止され、対応する現行JIS規格が存在しないものについては、要求する機能を規定するとともに、現行の技術基準に係る記述が不適当なものについて、一部修正し改正。

液石法及び関係政省令の運用及び解釈の基準の別添1及び別添2の現行規定と整合性が取れていない部分について一部改正。

また、液化石油ガス器具等の技術上の基準に係る運用及び解釈を定めている別添5について改正。

以上
発信手段：メール
担当者：瀬谷

別 添

経 済 産 業 省

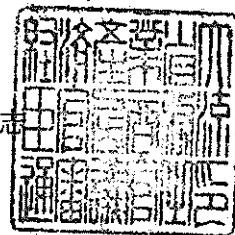
平成23・11・14商局第1号

平成23年11月28日

社団法人エルピーガス協会

会長 川本 宜彦 殿

経済産業省大臣官房商務流通審議官 豊永 厚志



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の
運用及び解釈の基準についての一部改正について

上記の件について、別添のとおり改正したので通知します。

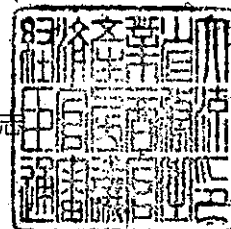


経 済 産 業 省

平成23・11・14商局第1号

平成23年11月28日

経済産業省大臣官房商務流通審議官 豊永 厚志



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部改正について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（昭和43年2月12日付け43化第151号）の一部を次のように改め、平成23年12月1日から適用する。

別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈についての一部を次のように改正する。

第39条（検定等）関係を次のように改める。

第39条（販売の制限）関係

「販売の事業」とは、対価を受けることを条件として、継続反覆して液化石油ガス器具等を譲り渡すことをいい、液化石油ガス器具等を一回的に譲渡するような者は、本条の販売の事業に当たらない。

第39条関係の次に次のように加える。

第41条（事業の届出）関係

液化石油ガス器具等の「製造」とは、省令で定める型式の区分ごとに液化石油ガス器具等を完成させることをいい、部品だけの製造は含まれない。また、自己の設計の下、全製造工程を下請けさせる場合においても、完成品の検査を自己の責任において行い、かつ、アフターサービスも行うような場合には製造事業者に含まれると解し、届け出ることができる。

第43条（登録）関係、第58条（第1種液化石油ガス器具等の型式の承認）関係、第63条（表示）関係及び第80条の2、第80条の3（事業開始の届出等）関係を削る。

別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈についての一部を次のように改正する。

第3条（液化石油ガス器具等）及び第4条（特定液化石油ガス器具等）関係1. 中「日本工業規格B8245（平成6年）液化石油ガス容器用弁」を「日本工業規格B8245

(2004) 液化石油ガス容器用弁」に改め、2. 中「ガス給湯暖房機」を「ガス給湯温水熱源機」に改める。

第14条(権限の委任)関係1. から3. を次のように改める。

1. 第5項の規定により液化石油ガス器具等の製造事業者の工場が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている場合並びに第6項の規定により液化石油ガス器具等の輸入又は販売の事業を行う事務所又は営業所が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている場合には、当該製造、輸入又は販売の事業を行う者に係る輸出例外届出は当該区域を管轄する経済産業局長に提出されることとなる。この場合、液化石油ガス器具等の種類は問わないので図のような場合には、経済産業大臣(本省)に提出されることとなる。

(A 経済産業局管轄区域)

a 社の工場又は事業場①
: 瞬間湯沸器

(B 経済産業局管轄区域)

a 社の工場又は事業場②
: ストープ

2. 第7項の規定により一の届出区分に係る液化石油ガス器具等の製造事業者の工場が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている場合及び第8項の規定により一の届出区分に係る液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う営業所等が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている場合には、当該工場又は営業所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うこととなる。本委任は、届出区分ごとに行われるので図のような工場等を有する事業者の場合、ストーブについてはA経済産業局所管、瞬間湯沸器については本省所管となる。

(A 経済産業局管轄区域)

b 社の工場又は事業場①
: 瞬間湯沸器、ストーブ

(B 経済産業局管轄区域)

b 社の工場又は事業場②
: 瞬間湯沸器

3. 第9項及び第14項の規定により経済産業局長は、その管轄区域内にある液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者の工場、事業場、事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所等に対する改善命令、表示の禁止又は立入検査等を行うこととなる。

この場合、図のように届出事業者の所管経済産業局長と立入検査等を行う経済産業局長が異なる場合もあるので、行政実務の実効性が確保されるよう、事業の届出を受けた経済産業局において管轄区域外にある倉庫等の所在地を把握し、管轄する経済産業局に資料を送付するものとする。

(A 経済産業局管轄区域)

事業場

工場

(B 経済産業局管轄区域)

保管場所

第14条(権限の委任)関係6. を削る。

別添5 液化石油ガス器具等の検定等に関する省令の運用及び解釈についての全部を次のように改正する。

別添5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用及び解釈について

別表第3関係（第11条、第13条関係）

液化石油ガス器具等の技術上の基準（別表第3）に係る適合性の確認に際して使用する試験ガスについては、この運用に特段の定めをしているものを除き、原則として、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の5試験ガスに定める規格に適合するガスによることとする。

[カートリッジガスこんろ]

2について

- (1) 「同等以上の耐食性のある材料」とは、日本工業規格Z2371（2000）塩水噴霧試験方法の3. 装置に定める規格に適合する装置を用い、9. 噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7. 2. 1 中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧した後、16. 判定方法a) 面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティンクナンバ9. 8から6までの腐食面積率である金属のことをいう。
- (2) 「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（パイロットバーナー、メインバーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、バーナー受け及び汁受けにあっては外面を、パイロットバーナー、メインバーナー、ノズル及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの5. 材料b) に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6. 9. 2 試験方法c) の操作をいう。

5について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、使用すべき容器等を用いて15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

6について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

8について

「容器が組み込まれる部分に液化石油ガスが滞溜しない」とは、容器が組み込まれる部分の側面又は下面に通風口があり、かつ、下面が床面に直接接触れないことをいう。

10について

「附属部品の位置が変化しない」とは、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの4. 1 構造一般u) に適合することをいう。

18について

「器具栓を閉じた後に容器を取り外した場合において燃焼器から液化石油ガスが放出される構造」とは、燃焼器と容器との接合部から器具栓までの液化石油ガスの通る部分

が大気に開放されている構造をいう。

19について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし、点火時は除く。）燃焼器にのせてあるなべの底部にすずが付着しないことをいう。

20について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6.8.1平常時温度上昇に定める方法により各部の温度を確認することとする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの付図2木壁及び木台表面温度測定板における木壁をいう。

25について

「通常負荷されることのある荷重」については、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6.2.5荷重試験により確認することとする。

27について

- (1) 「反復使用」については、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6.1.2反復使用試験により行うこととする。
- (2) 「使用上支障のある欠陥」とは、器具栓が固くなり回転しなくなる、破損する等をいう。
- (3) 安全装置について「液化石油ガス漏れがない」とは、安全装置の弁を通して漏れる空気の量が0.55リットル毎時以下であることをいう。

28について

- (1) 「使用中又は輸送中に加えられる衝撃及び振動」については、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6.2.3振動及び落下試験により行うこととする。
- (2) 「使用上支障のある欠陥がない」とは、著しい変形等を生じないことをいう。

31について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」は、燃焼器の見やすい箇所に表示することを原則とするが、燃焼器の表示箇所が小さくて燃焼器に表示することが極めて困難な場合に限って、容器の見やすい箇所に表示してもよいこととする。

なお、表示事項は、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。

イ 誤使用しないことに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 換気に関する事項

ニ 点検、掃除に関する事項

[半密閉式瞬間湯沸器]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具栓にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b）に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c）の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

7について

(1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。

(2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

9について

「正常に機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

11について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれ出ないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

12について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1.3について

(1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術上の基準の欄に掲げる表示液化石油ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

(2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1.4について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1.6について

(1) リフティングがないこととは、点火1.5秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。

(2) 消火がないこととは、点火1.5秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。

(3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすずが付着しないことをいう。

1.7について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1.8について

「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2.2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2.2の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2109（2011）家庭

用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2.3 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2.4 について

- (1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分以上加熱されない構造をいう。
- (2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

2.5 について

「凍結を防止するための措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

2.7 について

「15時間以上断続的」に燃焼とは、例えば、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

2.8 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

2.9 について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。こと。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項

[半密閉式バーナー付ふろがま]

2 について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具栓にあつては外面を、排ガスの通る部分にあつては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

3 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5 . 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4 について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5 について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

6 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

7 について

- (1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

9 について

「正常に機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、膨張式のものにあつてはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレイムロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあつては電流が流れない状態をいう。

1 1 について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれ出ないこと及び再点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

1 2 について

「再び通電したときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1 . 5 分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1 3 について

- (1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術上の基準の欄に掲げる表示液化石油ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

(2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

14について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

15について

(1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。

(2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。

(3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすずが付着しないことをいう。

16について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

17について

「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

21について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の7.17水通路の耐圧試験7.17.3ふろがまa)かま本体により確認することとする。

22について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

22の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

23について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすこ

とをいう。

25について

- (1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。
- (2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。
なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。
- (3) 「凍結を防止するための措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

27について

「4時間以上」断続的に燃焼とは、例えば、2分間燃焼し2分間休止する操作を1回として、これを60回以上繰り返すことなどをいい、また、「15時間以上」断続的に燃焼とは、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

28について

「輸送中に加えられる振動」については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

29について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。
ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項

[ふろがま]

2について

「表面」とは、排ガスの通る部分にあつては内面を、熱交換部にあつては内面及び外面をいう。

4について

「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術上の基

準の欄に掲げる表示液化石油ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

5について

- (1) 「測定箇所の温度」の測定は、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

7について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「使用すべきふろバーナーの型式」の表示には、使用すべきふろバーナーに表示されているふろバーナーの届出事業者の氏名又は名称（経済産業大臣の承認を受けた略称でもよい。）も表示することとする。
- (3) ふろバーナーを組み込んだ場合、当該ふろバーナーの表示が確認できないふろがまにあつては、当該ふろがまにも使用すべきガス名を表示することとする。
- (4) 「最大液化石油ガス消費量」の表示は、ふろバーナーの型式のうち、液化石油ガス消費量が最大のものを表示することとする。

なお、使用すべきバーナーの型式に都市ガス用のふろバーナーを表示するものにあつては都市ガス消費量を併記するものとする。

- (5) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (6) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (7) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であつて、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ ふろがまに表示してあるふろバーナーの型式以外の型式のバーナーを使用しない旨

- ロ 使用すべきガスに関する事項
- ハ 器具の操作に関する事項
- ニ 換気に関する事項
- ホ 点検、掃除に関する事項

[ふろバーナー]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具栓にあつては外面を、バーナー、ノズル及び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

4について

「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

8について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「使用すべきふろがまの型式」の表示には、使用すべきふろがまに表示されているふろがまの届出事業者の氏名又は名称（経済産業大臣の承認を受けた略称でもよい。）も表示することとする。
- (3) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (4) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (5) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。こと。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ ふろバーナーに表示してあるふろがまの型式以外の型式のふろがまに使用しない旨

[半密閉式ストーブ]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓及び給排気部にあつては外面を、排ガスの通る部分にあつては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

3について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表19材料試験中4鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b)に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試

験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

8について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

10について

「炎検出部が機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、膨張式のものにあつてはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあつては電流が流れない状態をいう。

12について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

13について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

14について

- (1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術上の基準の欄に掲げる表示液化石油ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

- (2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

15について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

16について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。
- (5) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除

く。) 熱交換部にすすが付着しないことをいう。

17について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2122(2010)家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

18について

図1における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から1ミリメートル以内の部分とする。

22について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

24について

「放射体に直接人の手が触れることのない構造」とは、放射体の前面の投影部分に直径70ミリメートルの球が入らないようにガード等が設けられていることをいう。

27について

「15時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返すことなどをいう。

28について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

29について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。
ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項

[ガス栓]

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、次に掲げる試験液及び空気の中に24時間以上放置したとき、使用上支障のあるぜい化、軟化、収縮等がないものであり、かつ、試験

後の体積変化率が試験前の体積の1.5パーセント以内であることをいう。

- (1) プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下、及びブタジエン2パーセント以上の混合液であって、温度零下20度以下のもの
- (2) プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下、及びブタジエン2パーセント以上の混合液であって、温度40度以上のもの
- (3) 温度零下25度以下の空気

5について

「液化石油ガスに侵されない」とは、3についてと同じとする。ただし、体積変化率は8パーセント以内であることとする。

6について

「液化石油ガスに侵されない」とは、3についてと同じとする。

9における図について

寸法の公差が記載されていない部分については、寸法公差を8パーセント以内とする。

11について

過流出安全機構の作動流量に係る性能の精度については、プラスマイナス10パーセント以内とし、その作動状態における漏れ量は、4.2キロパスカルの空気を加えたとき、1リットル毎時以下であることとする。

13について

「取付部が容易に取り外せない」とは、次の(1)又は(2)のいずれかに適合することをいう。

- (1) ノックピン等で固定されている構造のものにあつては、通常の工具では取り外せないこと。
- (2) ねじを使用する構造のものにあつては、2ニュートン・メートル以下の回転力では取り外せないこと。

28について

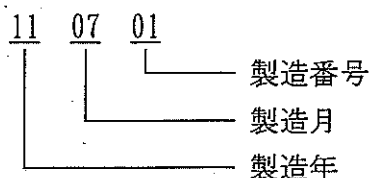
衝撃力を加える方法は、日本工業規格S2120(2000)ガス栓の8.12耐衝撃性試験によることとする。

32について

温度により自動的に閉栓する安全機構(120度以下の温度で作動するものに限る。)を有するガス栓にあつては、温度零下5度から設定作動温度(仕様書等に表示されているもの)より5度低い温度までにおいて、使用上支障のないものであることとする。

34について

- (1) 「製造年月」は、西暦により、たとえば、2011年7月に製造されたものであれば1107と表示するものとする。
- (2) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (3) 表示事項の表示は、次の例によることができる。



イ
 経済産業大臣に届け出た届出事業者の登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた届出事業者の略称

L P G
 液化石油ガス用である旨

(4) 「使用上の注意事項」とは、安全機構が作動した場合の解除に関する事項とする。

[調整器]

4について

「雨水が浸入する恐れがない」とは、日本工業規格C0920(2003)電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)の6.第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が3の保護等級に規定する方法により散水した後、内部に水が浸入しないことをいう。

7(2)について

「これらと同等以上のフランジ」とは、イ又はロと同等以上のフランジは、日本工業規格B2210(1984)鉄鋼製管フランジの基準寸法の付表3-1呼び圧力10K並型フランジの基準寸法に定める規格に適合するものとし、ハ又はニと同等以上のフランジは、日本工業規格B2210(1984)鉄鋼製管フランジの基準寸法の付表5呼び圧力20Kフランジの基準寸法に定める規格に適合するものとする。

8(1)について

「これらと同等以上のフランジ」とは、日本工業規格B2210(1984)鉄鋼製管フランジの基準寸法の付表3-1呼び圧力10K並型フランジの基準寸法に定める規格に適合するものとする。

12について

「表示されている調整圧力が得られる」とは、調整器の種類ごとに、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について(平成14年12月27日付け平成14・11・26原院第6号)別添の例示基準27.最大消費数量を供給しうる調整器及び消費する液化石油ガスに適合した調整器に規定する調整圧力の範囲にあることをいう。

16について

単段減圧式調整器にあつては、調整器の上面、側面及び下面の3方向について行うものとする。

20について

(1) 「製造年月」は、西暦により、たとえば、2011年7月に製造されたものであれば1107と表示するものとする。

(2) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。

ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

[一般ガスこんろ]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（パイロットバーナー、メインバーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、バーナー受け及び汁受けにあつては外面を、パイロットバーナー、メインバーナー、ノズル及び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

3について

「衝撃に耐える」とは、例えば、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表19材料試験中4鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「液化石油ガスに侵されない」とは、例えば、日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則5.2材料一般b）に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c）の操作をいう。

6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、例えば、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

8について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

10について

「炎検出部が機能しなかつたとき」とは、例えば、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、膨張式のものにあつてはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあつては電流が流れない状態などをいう。

12について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

13について

「感熱部が機能しなかつた場合」とは、例えば、温度ヒューズ式のものにあつては電流が流れない状態、バイメタル式のものにあつてはバイメタルが破損した状態などをいう。

15について

「感熱部が損傷した場合」とは、例えば、サーミスタ式のものにあつては電流が流れない状態及び素子が短絡した状態、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、膨張式のものにあつてはその膨張機構が弁を操作しない状態、バイメタル式のものにあつてはバイメタルが破損した状態などをいう。

16について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

17について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）こんろののせてあるなべの底部にすずが付着しないことをいう。

18について

- (1) 「各部の温度」の測定は、例えば、日本工業規格S2103（2010）家庭用ガス調理機器の表4性能及び試験方法中平常時温度上昇に定める方法がある。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

19について

- (1) 図1における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から1ミリメートル以内の部分とする。
- (2) 図3及び図4における許容差の指定のない寸法の許容差は、日本工業規格B0405（1991）普通公差—第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差による。

23について

「有効な耐電圧性を有する」とは、例えば、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

24について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、例えば、日本工業規格S2103（201

0) 家庭用ガス調理機器の表4性能及び試験方法中の電気部(電子制御装置をもつものに適用)のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

26について

荷重試験については、例えば、日本工業規格S2103(2010)家庭用ガス調理機器の7.4.2機種別試験により行う方法がある。

28について

「反復使用」については、例えば、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表15反復使用試験(自動消火装置及び調理油過熱防止装置については、日本工業規格S2103(2010)家庭用ガス調理機器の表4性能及び試験方法中の反復使用)により行う方法がある。

30について

「輸送中に加えられ得る振動」については、例えば、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行う方法がある。

31について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。こと。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項

[開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分(バーナー及びノズル以外の部分に限る。)、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のものケーシング並びに密閉式のもの給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

7について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

9について

「炎の検出部が機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、膨張式のものにあつてはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロード式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあつては電流が流れない状態をいう。

10について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

11について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

12について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

14について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

17について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼し

ている状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすずが付着しないことをいう。

19について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

20について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

21について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

22について

「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

26について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

26の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

27について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

28について

(1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。

(2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

29について

「凍結を防止するための措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に

有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

3.1 について

「15時間以上断続的」に燃焼とは、例えば、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

3.2 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

3.3 について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 換気に関する事項（開放式に限る。）

ニ 点検、掃除に関する事項

[高圧ホース]

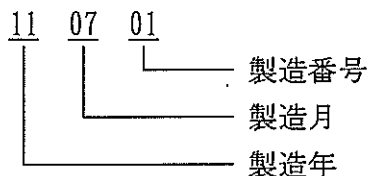
1.3 について

(1) 「継手金具又は高圧ホースの見やすい箇所」とは、継手金具及び高圧ホースの表面のほか、これらに堅固に取り付けられ、容易に取り外すことができないものの表面を含む。

(2) 「製造年月」は、西暦により、例えば2011年7月に製造されたものであれば1107と表示するものとする。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 表示事項の表示は、次の例によることができる。



イ
経済産業大臣に届け出た届出事業者の登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた届出事業者の略称

①

————— チェック弁付のものである旨

[密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のものケーシング並びに密閉式のもの給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b）に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c）の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

7について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

9について

「炎の検出部が機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起かない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロード式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

10について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

11について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれ出ないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

12について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

13について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

16について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。
- (5) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間(ただし点火時を除く。)熱交換部にすずが付着しないことをいう。

20について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

21について

「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

25について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の7.17水通路の耐圧試験7.17.3ふろがまa)かま本体により確認することとする。

26について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

27について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすこ

とをいう。

29について

(1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメーンバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。

(2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

(3) 「凍結を防止するための措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

31について

「4時間以上」断続的に燃焼とは、例えば、2分間燃焼し2分間休止する操作を1回として、これを60回以上繰り返すことなどをいい、また、「15時間以上」断続的に燃焼とは、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

32について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

33について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 点検、掃除に関する事項

[開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のものケーシング並びに密閉式のもの給排気部にあつては外面を、排ガスの通る部分にあつては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

3について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表19材料試験中4鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b)に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10の試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

8について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

10について

「炎の検出部が機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロード式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

11について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

12について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれ出ないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

13について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

15について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S212.2(2010)家庭用ガス暖房機器

の表3性能及び試験方法中の気密構成部の気密（密閉式に適用）の性能を満たすことをいう。

18について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。
- (5) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすずが付着しないことをいう。

22について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2122（2010）家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

23について

図1における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から1ミリメートル以内の部分とする。

27について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

27の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2122（2010）家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

30について

「放射体に直接人の手が触れることのない構造」とは、放射体の前面の投影部分に直径70ミリメートルの球が入らないようにガード等が設けられていることをいう。

33について

「15時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返すことなどをいう。

34について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

35について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号

で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。
ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 換気に関する事項（開放式に限る。）

ニ 点検、掃除に関する事項

36 (8) について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2122(2010)家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

36 (14) について

「15時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返すことなどをいう。

36 (15) について

「使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動」については、日本工業規格S2147(2009)カセットこんろの6.2.3振動及び落下試験により確認することとする。

36 (19) について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。
ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 換気に関する事項

ニ 点検、掃除に関する事項

[ガス漏れ警報器]

1 について

(1) 「難燃性」とは、長さ20ミリメートルの炎の先端を試験片の垂直下から5秒間当

て、炎を取り去ったとき、当該試験片が燃焼し続けなことをいう。

(2) 「外かく」には、表示灯カバーは含まないものとする。

3について

「水滴が侵入しにくい構造」とは、開口部から内部に水滴が侵入しにくく、かつ、電線を伝わって内部に水滴が侵入しにくい構造をいう。

4について

この規定は、液化石油ガス用ガス漏れ警報器を構成する各部のいずれかに通電表示灯を有することを義務付けたものである。したがって、検知部、中継部及び分離警報部にまで取付けを義務付けたのではないので念のため。

5について

「外かく等により十分保護されている」とは、通常の使用状態において、挿入した試験指が充電部に接触しないことをいう。

7について

「識別できる」とは、照度が300ルクスの室内で壁の床面から30センチメートルの位置に点灯して設置し、表示灯が点灯していることを確認できることをいう。

8について

「70デシベル以上である」とは、日本工業規格C1509-1(2005)電気音響-サウンドレベルメータ(騒音計)-第1部:仕様の規格に適合する騒音計を用い、日本工業規格Z8731(1999)環境騒音の表示・測定方法の規格に適合する方法により測定したとき、1メートル離れた位置における音圧が70デシベル以上であることをいう。

11について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、衝撃電圧を電源端子に加えたとき、ヒューズの熔断、ブレーカの遮断及び誤報の発生がなく、かつ、信号回路に加えたとき当該回路が破壊されないことをいう。

12(1)について

「耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施したものである」ことの確認は、日本工業規格Z2371(2000)塩水噴霧試験方法の3.装置に定める規格に適合する装置を用い、9.噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧室において、7.2.1中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧することにより行うものとする。

12(2)について

「容易に交換できる」とは、液化石油ガス販売事業者等の従業者により容易に交換できることをいい、一般消費者等が容易に交換できることまで要求するものではない。

12(3)について

「防爆性能を有するステンレス製二重金網又は多孔質の焼結金属で覆われている」とは、爆発限界内の濃度の液化石油ガス中において、二重金網又は多孔質の焼結合金内の液化石油ガスを着火させたとき当該金網又は焼結合金内の液化石油ガスが着火しても試験槽内の液化石油ガスが着火爆発しないことをいう。

12(7)について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、定格電圧で一定時間通電した後、定格電圧の90パーセントの電圧で10分間通電した後において、12（10）に規定する技術上の基準に適合し、更に、一度定格電圧に戻した後、定格電圧の110パーセントの電圧で10分間通電した後において、12（10）に規定する技術上の基準に適合することをいう。

12（8）について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、温度零下10度の状態で1時間通電した後及び温度40度の状態で1時間通電した後のいずれの場合においても12（10）に規定する技術上の基準に適合することをいう。

12（9）について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、温度35度以上40度以下、相対湿度85パーセント以上の状態で1時間通電した後、12（10）に規定する技術上の基準に適合することをいう。

12（10）について

動作試験は、通常の使用状態で、1時間通電した後、イソブタンの濃度を毎秒0.001パーセントから0.005パーセントの割合で増加させ、作動したときのイソブタンの濃度を測定することにより行うものとする。

12（13）について

(1) 「通常の使用状態における衝撃」に耐えるとは、コンクリートの床上に厚さ3センチメートルの杉板を置き、30センチメートルの高さから2回落下させたとき及び壁等に取り付けた状態で、質量50グラムの鋼球を1メートルの高さから落下して衝撃を加えたときのいずれの場合においても12（10）に規定する技術上の基準に適合し、かつ、き裂等を生じないことをいう。

(2) 「輸送中に加えられる振動に耐える」とは、輸送のための梱包をした状態において、振動試験器により振動数600回毎分、全振幅5ミリメートルで上下、左右及び前後方向にそれぞれ20分間ずつ振動させた後において、12（10）に規定する技術上の基準に適合することをいう。

12（14）について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、温度40度から50度までの間で、亜硫酸ガスの濃度を0.4ppmとして10日間通電した後、大気中で24時間以上通電した後において、12（10）に規定する技術上の基準に適合することをいう。

12（15）について

(1) 「種別」とは、ガス漏れ警報器又はガス漏れ警報器検知部の別をいう。

(2) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(3) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(4) 「出力信号の種類」とは、監視時、警報時及び機能低下時のそれぞれの電圧等をいう。

(5) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 設置に関する事項（接続すべき中継部及び分離警報部の型式を含む。）

ロ 分解しないことに関する事項

ハ 落下したり、衝撃を加えないことに関する事項

1.3 (2) について

「防食のための措置が講じられている」とは、塗装、メッキ等により腐食されないよう十分保護されていることをいう。

1.3 (3) について

「耐久性及び耐酸化性を有し、かつ、融着を起こしにくい材料」とは、例えば、PGS合金、白金、金、パラジウム、銀パラジウム合金、ロジウム又はそれらの拡散、はり、クラッド若しくはメッキしたものなどをいう。

1.3 (4) について

「著しい電流の低下を生じない」とは、試験後の電流の低下が試験前の電流の20パーセント以下であることをいう。

1.3 (8) について

「使用上支障が生ずるような影響を受けない」とは、該当する受信部と接続し、定格電圧の90パーセント（予備電源にあっては85パーセント）及び定格電圧の110パーセントのそれぞれの電圧で液化石油ガス漏れ信号及び異常表示信号を与えたとき、受信部がそれぞれ1.4 (12) 及び1.4 (15) に規定する技術上の基準に適合することをいう。

1.3 (12) について

(1) 「種別」とは、ガス漏れ警報器中継部をいう。

(2) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(3) 「製造年」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 接続すべき検知部及び受信部の型式に関する事項

ロ 分解しないことに関する事項

ハ 落下したり、衝撃を加えないことに関する事項

(5) 「入力信号及び出力信号の種類」とは、監視時、警報時及び機能停止時のそれぞれの電圧等をいう。

1.4 (1) について

(1) 「音響を発する」とは、電圧を徐々に上げてゆき、定格電圧の90パーセント（予備電源にあっては、定格電圧の85パーセント）に達するまでの間に警報を発することをいう。

(2) 「70デシベル以上である」とは、日本工業規格C1509-1（2005）電気音響—サウンドレベルメータ（騒音計）—第1部：仕様の規格に適合する騒音計を用い、日本工業規格Z8731（1999）環境騒音の表示・測定方法の規格に適合する方法により測定したとき、1メートル離れた位置における音圧が70デシベル以上であることをいう。

(3) 「使用上支障が生じない」とは、定格電圧で8時間連続して鳴動させた後、口に規定する技術上の基準に適合することをいう。

1 4 (3) について

「著しい電流の低下を生じない」とは、1 3 (4) についてと同じとする。

1 4 (7) について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、定格電圧の90パーセント（予備電源にあっては85パーセント）及び定格電圧の110パーセントのそれぞれの電圧で液化石油ガス漏れ信号及び異常表示信号を与えたとき、それぞれ1 4 (1 2) 及び1 4 (1 5) に規定する技術上の基準に適合することをいう。

1 4 (1 2) について

液化石油ガス漏れ表示灯の色は、火災報知設備と一体になっている場合等赤とすると他の表示灯と紛らわしい場合は、黄とするものとする。

1 4 (1 4) について

「2回線の液化石油ガス漏れ信号を同時に受信しても液化石油ガス漏れ表示が行える」とは、2個以上の液化石油ガス漏れ表示灯等により同時に液化石油ガス漏れの発生した区域の表示が行えるものをいう。

1 4 (1 5) について

「異常表示灯が作動する」とは、異常が発生した検知部等及び中継部を表示することをいう。

1 4 (1 7) について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、温度零度の状態で1時間保った後及び温度40度の状態で1時間保った後のいずれの場合においても1 4 (1 2) 及び1 4 (1 5) に規定する技術上の基準に適合することをいう。

1 4 (1 8) について

(1) 「種別」とは、ガス漏れ警報器1級受信部をいう。

(2) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(3) 「製造年」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 接続すべき検知部等、中継部及び分離警報部の型式に関する事項

ロ 監視のための操作・点検に関する事項

ハ 故障した場合の処置に関する事項

(5) 「入力信号及び出力信号の種類」とは、1 3 (1 2) についての(5)と同じとする。

1 6 (2) について

(1) 「検知部等から電気が供給されるもの」とは、出力端子付一体型の液化石油ガス用ガス漏れ警報器と連動して警報を発するものをいう。

(2) 「検知部等から電気が供給されないもの」とは、一体型以外の液化石油ガス用ガス漏れ警報器の警報部をいう。

16 (3) について

- (1) 「種別」とは、検知部等から電気が供給されるものにあつてはガス漏れ警報器戸外ブザー（室外ブザー、外部警報部）とし、検知部等から電気が供給されないものにあつてはガス漏れ警報器警報部とする。
- (2) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (3) 「製造年」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であつて、かつ、できるだけ簡潔なものとする。こと。
 - イ 接続すべき検知部等の型式
 - ロ 分解しないことに関する事項
 - ハ 落下したり、衝撃を加えないことに関する事項

[低圧ホース]

1 について

- (1) 「耐熱性」を有するとは、ゴムホースを直線状態にして、温度120度の状態で48時間保持した後取り出し、日本工業規格K6347-1（2003）液化石油ガス用ゴムホース（LPGホース）-第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の7. 最小曲げ半径に規定する半径の1/2以下の半径に曲げたとき、き裂、ひび割れ等の異常のないことをいう。
- (2) 「難燃性」を有するとは、炎口の内径が約10ミリメートルのブゼンバーナーを用いて液化石油ガスを完全燃焼させ、その還元炎の先から10ミリメートル離れた位置に試料を5秒間置き、取り出してから5秒間以上炎を出して燃え続けられないことをいう。
- (3) 「耐老化性」を有するとは、日本工業規格K6257（2010）加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方の4. 3試験方法に定める促進老化試験A法（AA-2）により試験温度を69度以上71度以下、試験時間を96時間として試験を行ったとき、引張強さの低下率が25パーセント以下であることをいう。
- (4) 「十分な引張強さ」を有するとは、日本工業規格K6251（2004）加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方に定める規格に適合する方法により試験を行ったとき、引張強さ8メガパスカル以上、伸びが200パーセント以上であることをいう。
- (5) 十分な「可とう性」を有するとは、日本工業規格K6347-1（2003）液化石油ガス用ゴムホース（LPGホース）-第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の7. 最小曲げ半径に規定する半径の1/2以下の半径を有する円筒の外周にホースを巻きつけたとき、ホースの外径の扁平率が10パーセント以下であることをいう。
- (6) 「液化石油ガスに侵されない」とは、内層のゴムを次に掲げる試験液及び空気の中に24時間以上放置した後の体積変化率が試験前の体積のプラス10パーセント以下及びマイナス3パーセント以内であり、液化石油ガス漏れのおそれのある変質、変形等のないことをいう。

イ プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液であって、温度零下20度以下のもの

ロ プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液であって、温度40度以上のもの

ハ 温度零下25度以下の空気

(7) 「耐候性」を有するとは、日本工業規格K6347-1(2003)液化石油ガス用ゴムホース(LPGホース)-第1部:自動車、一般設備及び一般家庭用の8.5外面層の静的オゾン劣化試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を45pphm以上55pphm以下、試験温度を38度以上42度以下、試験時間を96時間、伸びを20パーセントとして試験を行ったとき、使用上支障のあるき裂等が生じないものであることをいう。

(8) 「耐食性」を有するとは、日本工業規格K6258(2010)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐液性の求め方の5.浸せき試験に定める規格に適合する方法により、次の表の項目欄に応じた浸せき条件において、試験前の質量に対する質量変化率が質量変化率の欄に掲げる基準に適合し、かつ、使用上支障のある膨潤、軟化、収縮等がないものであることをいう。

項目	浸せき条件	質量塩化率
耐食酢性	4%酢酸水溶液 15±5℃ 24時間	12%以下
耐食用油性	大豆油(100%) "	5%以下
耐しょう油性	しょう油(100%) "	5%以下
耐石けん液性	2%ラウリル酸ナトリウム水溶液 "	8%以下
耐中性洗剤性	2%n-ラウリルベンゼンスルホン酸ナトリウム水溶液 "	5%以下
耐漂白剤性	10%次亜塩素酸ナトリウム水溶液 "	5%以下

2について

「継手金具」に用いる材料は、日本工業規格Z2371(2000)塩水噴霧試験方法の3.装置に定める規格に適合する装置を用い、9.噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7.2.1中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧した後、16.判定方法a)面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8の腐食面積率である耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であること。

4について

「液化石油ガスに侵されない」とは、1について(6)と同じとする。

5について

(1) 「耐圧性能」を有するとは、0.8メガパスカル以上の圧力を1分間以上加えたとき、漏れ又は使用上支障のある変形のないことをいう。

(2) 「気密性能」を有するとは、0.3メガパスカル以上の圧力を1分間以上加えたとき、液化石油ガス漏れのないことをいう。

(3) 「十分な引張強さ」を有するとは、1キロニュートン以上の引張力を5分間以上加えたとき、使用上支障のある欠陥を生じないことをいう。

6について

「衝撃に耐える」とは、継手金具の一端を固定し、他端に質量1.5キログラム以上の鉄球を1メートル以上の高さから落下させて衝撃を加えたとき、使用上支障のある欠陥を生じないことをいう。

7について

「使用上支障のないもの」とは、ゴムホースを直線状態にして、温度零下25度の状態で1時間以上冷却した後、日本工業規格K6347-1(2003)液化石油ガス用ゴムホース(LPGホース)―第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の7. 最小曲げ半径に規定する半径に曲げたとき、き裂、ひび割れ等の異常のないことをいう。

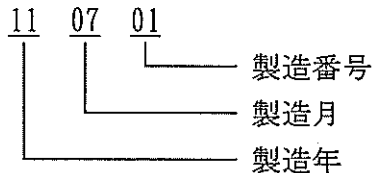
8について

(1) 「継手金具又は低圧ホースの見やすい箇所」とは、継手金具及び低圧ホースの表面のほか、これらに堅固に取り付けられ、容易に取り外すことができないものの表面を含む。

(2) 「製造年月」は、西暦により、例えば2011年7月に製造されたものであれば1107と表示するものとする。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 表示事項の表示は、次の例によることができる。



イ

経済産業大臣に届け出た届出事業者の登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた届出事業者の略称

(5) 「液化石油ガス用である旨」の表示は、ホースの外面に「LPG用低圧ホース」と、ホースの色と明確に区別することができる色の文字で容易に消えないように印刷されていることとする。

[対震遮断機]

4について

「膨潤」のないものとは、体積変化率がゴム製にあつては8パーセント以下、合成樹脂製にあつては1.5パーセント以下のものをいう。

8について

「雨水」が侵入する恐れがないとは、日本工業規格C0920(2003)電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)の6. 第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が3の保護等級に規定する方法により散水した後、内部に

水が浸入しないことをいう。

12について

「危険なガス漏れがないこと」とは、漏れるガスの量が0.55リットル毎時以下であることをいう。

18について

(1) 「製造年月」は、西暦により、例えば2011年7月に製造されたものであれば1107と表示するものとする。

なお、ガスメーターの内部でガス通路を閉ざす構造のものにあつては、計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項に基づく検定証印に表示される検定満了の年月をもって代えることができるものとする。

(2) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。